

## (介護シリーズ 1) 介護保険利用の手続きについて

平成 30 年 10 月 社会福祉士 A

ある調査によりますと介護が必用な方は、**75 歳以上で 5 人に 1 人**、介護が必要な期間は、**約 5 年**の様です。 5 人の内の 1 人には、入りたくありませんが、万が一、介護が必要になった場合のために、介護についての簡単な知識をシリーズで順に紹介させていただきます。

残念ながら我が国では、公的サービスを利用する際、知らないと損をすることが多いのが現状です。 そうならない様、損をせず納得したサービスを受けて頂く事を願います。

今回は、**介護が必要になった際に真っ先に行わねばならない「介護保険利用の手続き」**について説明させていただきます。 (次シリーズ 2 では、介護度についての説明を予定)

1. 先ず、「**地域包括支援センター**」に相談下さい。

**介護支援専門員 (ケアマネジャー)** に、また、入院中の方は**病院の医療ソーシャルワーカー**に相談頂いても結構ですが、各分野の専門家が配置されており、介護問題を各分野の専門家より包括的にアドバイスを頂ける**地域包括支援センター**をお勧めします。 状況により地域包括支援センターで介護支援専門員を紹介して頂けます。

2. 介護保険を利用するには、**介護度認定**を行ってもらい「**介護度**」を認定してもらう必要があります。 これは、介護度によって利用出来るサービスが異なるからです。 その手続きなどは、地域包括支援センターや介護支援専門員で行って頂けます。 その際、医師の意見書などが必要ですが、それらの取得についても支援して頂けます。 また、認定にあたっては被介護者への聞き取り調査もあり、**申請から 30 日**ぐらいで介護度が認定されます。

3. 介護度が認定されるとその介護度に応じたサービスを利用する**介護プラン**が**介護支援専門員 (ケアマネ)**により作成されますが、その際、介護に対する被介護者やご家族の希望を述べる必要があります。 特に、介護度が高い場合は、**在宅介護か施設介護**かの選択が必要です。 (国は、方向として在宅介護を推奨しています)

4. その介護プランに基づき介護サービスを利用することになります。

介護保険適用のサービス利用の**自己負担は、1 割～3 割**です。

### <地域包括支援センターの役割> (参考)

地域包括支援センターは、**各市町村に設置**されており、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、被介護者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする所です。

主な業務は、**介護予防支援及び包括的支援事業** (①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務 (成年後見など)、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務) で、制度に関する横断的連携を図り、広いネットワークを構築して援助を実施してくれます。